

条 例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の項を削り、同表の二の項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を加え、「外国人生活保護関係情報」を「生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」に改め、同項を同表の一の項とし、同表中三の項を削り、四の項を二の項とし、五の項を三の項とし、六の項を四の項とする。

別表第三中五の項及び六の項を削り、七の項を五の項とし、八の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。